

ボーダーを越えるコンテンツ——文化に対する立法・政策の現在

参議院議員 山田 太郎 氏

国の成長戦略の柱の一つとして据えられた「クールジャパン」。経済産業省によると「コンテンツ・ファッション・デザイン・観光サービスなどを中心に海外で人気の高い商材を国内外に発信」する政策と定義されている。しかし元々は、二〇〇二年に発表された雑誌記事『日本のグロス・ナショナル・クール』で指摘された、日本がポップカルチャーのソフトパワーに経済再生の活路を見出せる可能性に端を発するものが、クールジャパンである。

いま国が表現や著作権に加えようとしている変更によって、日本のコンテンツ文化に大きな影響が及ぶおそれが指摘される。著作権法や表現規制がマンガ・アニメ・ゲームに対して与える影響について国会で取り上げ、政府から答弁を引き出した、法案の修正を実現したりするなど、表現の自由を専門分野の一つとして活動する山田太郎参議院議員にお話を伺った。

著作権や表現規制の問題などは、政府のクールジャパン政策とは相反する面がありますが、そのことに問題意識を抱く政策当事者や議員は少ないようです。なぜでしょうか。

背景にあるのは、世代間闘争。マンガやアニメ

を見たりゲームをやったりすればバカになるという、偏見を持った大人たちがいる。マンガやゲームやアニメをめぐる、それを自由に認めるのか、一つの規制をするのかの争い事になっている。

もう一つは、名実ともに、国会も老人だらけ。「名」は議員の平均年齢が高いこと。衆議院では二〇代の議員がいるにはいる。参議院なんて三〇歳以上が立候補の要件だからもっと高い。「実」は議員が高齢者に支えられて当選していること。

若い人たちの視点に立つて議論されていない。なぜならそれが票にならないから。しかも表現の自由なんて守ったって票にならない。もつという表現の自由は規制した方が票になる。なぜかというとP T Aとか親に支えられているから。表現を規制したいという人ははるかに高年齢者に多い。そういった高齢者世代受けしない政策とシルバーデモクラシーが掛け算になる表現規制問題について政治家は扱わない。

シルバーデモクラシーについて説明すると、私が七月二四日の本会議で参院選挙制度改革について法案の提出者の一人として国会の答弁に立ったときに、自分の声も聞こえないくらい大きな野次を受けた。選挙制度の問題をシルバーデモクラシーと関連させて指摘したところからヒートアップし

た。いま投票者の半分くらいは六〇歳以上。政治家はそういう人たちに対するサービスを強化している。若者は投票率が低い上に人口も少ない。そうすると若者に対する民主主義は票にならないとされて評価されない傾向がある。この状況がシルバーデモクラシー。それを指摘してから野次が大きくなった。

山田議員も事務局長代行を務められているマンガ・アニメ・ゲームに関する議員連盟（以下M A N G A 議連）に参加する他の議員の方々は著作権や表現規制の問題に対してどのようなスタンスをとっているのでしょうか。

表現規制強化に積極的な人も少なからずいる。なぜならM A N G A 議連は別に表現の自由を守るために結成されたのではなくて、マンガやアニメやゲームのアーカイブ化が主な目的だったから。著作者も亡くなって原画が散逸しているものもあるし、そういうものをしっかりナショナル・ミュージアムにアーカイブする方向性自体は文化を守ることに繋がる。しかし同時にアーカイブ化はすぐリスクがある問題でもある。マンガやゲームやアニメが差別されるおそれもあるから。例えばエロもののマンガがアーカイブに収納されなければ、



参議院議員会館 山田太郎氏の事務所にて

自動的に発禁本になるかもしれない。

もう一つMANGA議連が解くべき問題は、二次利用をどうするか。著作権の問題に切り込むことになる。著作権はすごく強い権利で、多くの場合二次利用は禁止されている。僕も議連や役員会で発言しているけど、そういう感覚が共有されていない。著作権を所管している文化庁の人にも話を聞くと、「何も議論されていません」という答で、内閣官房知財戦略本部のコンテンツ担当の人に聞いても、「そういうことは準備していません」という答だった。

著作権の問題では、TPPで非親告罪化された場合に文化に対する影響が懸念されます。TPPからはどんな影響があるのでしょうか。

TPPの知財分野には三点の問題がある。著作

権の非親告罪化と、著作権保護期間の死後七〇年間の延長と、法定賠償金の三点。三つめの法定賠償金について説明すると、現在は実際に発生した損害を算定して賠償金を払わせている。これに対して制度が変わると、著作権侵害に対する賠償額が過度に大きくなるおそれがある。将来を含めて得られたであろう権利料を含めて賠償額が算定されることになるので、実際に発生したわけでもない損害に対して過大な支払いが求められることになる。

日本の著作権法は罰則が非常に厳しくて。非親告罪化について説明すると、例えば「映画泥棒」でおなじみですが、一〇〇〇万円以下という罰金額は、海賊版を防ぐために高く設定していて、傷害罪くらい重い。しかし罰金が高くてバランスがとられていたのは、それが親告罪だったから。

著作者が目をつぶっている限り、暗黙の了解の元に事は流れていた。著作権法の一三三条の著作権親告罪の項目のみが消され非親告罪になればどうなってしまうか心配だ。非親告罪のアメリカではフェアユースという考え方で、裁判の事例を積み上げて合法と違法のボーダーを社会が混乱しないように明示されている。ところが日本は裁判に行っただけで黒

というか、争い事を好まない風潮があるから、萎縮や自主規制が始まる可能性が高い。しかし日本の著作権関係の法体系を現実にあわせた形で見直すという機運になっていない。

萎縮効果や自主規制の結果、具体的にどのような問題が生じるでしょうか。

現に自主規制は既に始まっていて、あるオークションサイトでも、コミケやコスプレのような二次創作関連はだめとか。著作権の話とは違うけど、児童ポルノ禁止法の流れから、二次元のキャラクターの絵や、ランドセルを背負っている少女の写真ですら流通できなくなった。この流れが広がって大手サイトも追隨している。というふうに、自主規制や萎縮は進む。TPPによる著作権の非親告罪化では、基本的に同人といわれる世界で成り立っているコミケも事実上もうできなくなってしまうという懸念がある。

もう一つ問題は、そういうことに対して日本の政府は非常に無理解という感がある。何回か安倍総理や、TPPに関して甘利経済再生担当大臣、下村文科大臣、宮澤経産大臣にも国会質疑で聞いている。宮澤大臣の答弁では、クールジャパンを所管しているのにコミケについては初めて知ったと。著作権の非親告罪化に関して問題がなくなはない、コミケも影響を少なからず受けうる、という

回答だった。であればTPPに備えて関連法案の整備を急ぐべきだが、全く準備されていない。

政府は他方で、例えばクールジャパン機構に予算を割り当てて文化の海外発信を支援するなど、振興策も行っています。振興策について現状をどのように見えていますか。

そもそも、クールジャパンとかコンテンツ振興とか言っているけど、もうあまり意味がないと思う。なぜなら、まずマンガやアニメやゲームがなぜウケたのかというと、サブカルチャーだから。好きな人どうしで自由に発言して、自由に書いた結果。これに対して例えばテレビは規制の表側にある。既成の表現やコンテンツの流通経路にみんな飽き飽きしている。インターネットを若者は手に入れたことによって、自由に人対人でやりとりができる時代に入って、人と人のつながりがサークルを作って、それが一気にサブカルチャーを爆発させた。それにもなつて従来主役だったテレビ局とか出版社というものの役割が変わってきた。マスコミはマスとしての役割があるけど、文化を生み出す主役の座はそういう人たちに譲りつつある。

あくまでサブカルだからウケているのであって、外国にも伝播していく。誰も意図的に広めているわけではない。そういう事態をたぶん政府は把握

してないと同時に、そこはお金になりそうだから、日本の文化だとか勝手にレッテルを貼って、メインカルチャーにまで仕立ててしまおうとしている。サブカルチャーが政府の力によって広まるとは決して思わない。

韓国の韓流政策に極めて影響を受けた政策だと思うけど、韓国の韓流が東南アジアでものすごく流行っているかという点、最近はずしもそうではなくなってきた。

文化は政府が定義するものではないし、意図的に流行が作られても、その人気は長続きしない、ということなんですね。

そう。やっぱりそれは文化にならないし、自由な発想に任せていかなければ続かない。発生の原因と拡大している過程はなんなのかということを冷静に見ないと。そこに政治介入してうまく使つてやろうというのは、筋違い。

どんな介入をするかといえば、ポルノ輸出大国という汚名を返上するためと取り締まるべきだ、という主張が出てくる。でもポルノといっても実在人物のものじゃなくて、マンガ。ゲームも殺人ゲームみたいなリアルなものを取り締まるべきだと主張したりして、ある種の社会秩序を振りかざす議員もいっぱいいる。サブカルチャーがカルチャーになって目立つほど、自分たちの社会秩序の領域

に入ってくるのが嫌だと言って、規制は強化の方に向かっている。嫌いなものは見なければいいにも関わらず、取り締められ、と。そこでまず狙われたのが、性表現に対する取り扱い方。特に児童ポルノ禁止法は、入り口（目的）が「虐待された子供」を守る、だったのが出口（実際の法文）は「子供のポルノ」を取り締まる、になった。虐待された子供の写真だったとしても、局部が隠されたものだったら取り締まりの対象外になってしまうような、不思議な法律になった。

公共空間に対して政治がどう関与するかについての議論は、社会法益と個人法益の二つをしかり分けなければならない。個人法益は、個人の権利や自由を守るため、生命や財産を保障するもの。社会法益は例えばいせつ物陳列罪や、他には騒音の問題など、社会秩序を維持し、ある種の「無秩序」を防御していきたいというもの。

いま政治家は社会法益、つまり、新しい社会秩序を作りたいがる。公共の福祉の名のもとに規制を進めようとする。例えば自民党の憲法草案を見てもびつくりする。本来憲法は為政者の暴走を防ぐ最高法規としての戒めと、個人の権利を守ること、に立脚して作られたはず。これに対して国民個人の義務をもっと書き込むべきという主張が増えた。現在日本国憲法上の義務はほぼ教育と税金しかないけど、それで十分だと思う。各自が幸福を追求

して各々の役割を果たせばいい社会であって、いちいち法律で義務を細かく指示する社会は豊かで穏やかな社会では決してない。

そのような状況に対して、山田議員は今後どんな活動を進められていきますか。

コンテンツに関して言うと、一番には表現の自由をとにかく守りたい。そのための最大の戦いは、理不尽な規制や法律は一切作らせない。法案や改正案があつたとしても寛容にさせる。他にこの問題を扱う議員がいらないからこそ、役割は重要だという自負はある。議会では多数をとらなければ何にもできないと言われるけど、一人からの戦いはこれまで通り、可能だと思う。質疑の中で範囲を限定したり、附帯決議の中で定義を明確にしたりすることで、法律を寛容にする手段はある。

二番は、政治家が気にするのは世論なので、問題が広く知られる機会を作っていきたい。表現規制の問題では何度か盛り上がるそのタイミングがあつた。東京都の青少年健全育成条例の改正があつた二〇一一年、「非実在青少年」とはなんだというところでそれを削除させるためにものすごい運動が起こって、結局は世論に耐えられなくなつて削られていった。

次に二〇一三年、児童ポルノ禁止法の中にマンガ・アニメの検討事項つていうのが入った。マン

ガ・アニメは実在のポルノに繋がる可能性が高い、その検討を三年の間にすべしと、まるでマンガ・アニメの規制を前提としたかのような条項を削るということ、もめていくわけですよ。でその条項は落ちていく。

次にもう戦いは始まっていて、青少年健全育成基本法というのが準備されている。昨年、参議院に提出されたが時間がなく廃案になった。でもおそらくまた出てくる。内容はあらゆる出版物に対して、好ましくない表現物という形で、意図的に都道府県単位が委員会などで規制していく、そんなおそれを生む法案が出てくる。

著作権の非親告罪化の問題はまず、来年の通常国会でTPPのことが議論になる。TPP関連条約に批准するかどうかは、二〇一六年の六月までに結論を出すだろう。日本では参議院議員選挙があるし、アメリカでは大統領選挙があるのでそれ以降には延びない。つまり来年の通常国会頃には必ず批准が行われて、それと同時に関連法案が一気に改正される。なぜなら日本国憲法九八条により、条約は法律を上回ってしまうから。だから必ず関連法の改正もあるけど、その準備ができていない。つまり著作権では自動的に非親告罪化が決まり、二次創作を含めた文化に多大な影響がある。これを踏まえた著作権法の全体の見直しについて誰も言わない。

コンテンツ振興はコンテンツを作っている人に任せるしかないし、あんまり余計なことをやって、これはいいとかこれは悪いとか差別する必要はないから、自由にさせておけばいいし、それを国が積極的に輸出する必要もないと思う。

もうひとつは憲法二一条。欧米では「ネットは基本的人権」という考え方が強い。海賊党の活躍もあって広く定着した考え方になった。ネットは道路以上に大事で、社会がインフラとして整備すべきものになっている。インフラの保障のためにまず秘密でなければならない。道路を歩いているたびに検問があつて取り調べされたらそんなの道路ではない。

日本でも憲法二一条に通信の秘密はある。でも政府の解釈なのかよくわからないけど、通信の秘密は信書法に限っては極めて厳格に守ろうとする。信書法の矛盾点が明らかになったのは例えばクロネコヤマトの宅配便の中に手紙を入れて出したら逮捕されちゃうかもしれない、こんなバカな話があるかと言ってクロネコはメール便を廃止した。なぜなら事情聴取を受ける人が何人も出たから。他方ではインターネットの中は覗き見ます、という態度。その先駆けになったのが児童ポルノ禁止法。児童ポルノ禁止法の中に、プロバイダが捜査当局に対して協力をすべきという努力義務がある。中を見られることになっているから、秘密もない。



山田 太郎
やまだ・たろう

参議院議員。

慶応義塾大学経済学部卒、早稲田大学大学院博士課程単位取得退学。外資系コンサルティング会社を経て製造業専門のコンサルティング会社ネクステック社を創業、三年半で東証マザーズに上場。
東京工業大学特任教授、早稲田大学客員准教授、東京大学工学部非常勤講師、清華大学講師など歴任。専門は憲法二一条（表現の自由・通信の秘密）、製造業、食の安全、年金、農業など。

なぜなら何がポルノで何がポルノでないかという判断をするために、中を覗くことになるから。つまり通信の秘密や傍受法などで保障されるプライバシーは、色々と侵されているのが事実。さらには自民党の憲法改正草案では、表現の自由や通信の秘密はさらに限定的になってしまう。それで大丈夫？と指摘をしていきたい。

インターネットについて他には、どこでも等しく接続できる、速い確実な情報網、それこそユニバーサルサービスとして国が保障することがあっていいと思う。道路と同じで基本インフラだから。そんな認識が高まるまで目指したい。

今後個人法益と社会法益の関係を作る公共政策に携わる若者に向けて、メッセージをお願いします。

公共政策とは何かという点をぜひ大事にしてほしい。公共政策はまず社会法益を考えるけど、最も気をつけるべきなのは誰かの利益になることは誰かの不利益になる可能性が高い、トレードオフだということ。政策を作る側は必ず反対側のシミュレーションをしてバランスがとれているのか考えてほしい。そうでないと感情的になってしまう。

社会法益を作りたい側の人は感情論が強い。例えばたばこでいうと、僕はたばこには別に反対しませんが、どうしても立場としてはどうしてもしなければならない人が弱い。ところが、大麻のレベルになると社会法益上、日本では絶対禁止とされ

ている。しかし国によっては大麻が一定の条件下で許されている。場所と時代によっても社会法益は異なる。今の話はかなり極端だけど、特にマンガ・アニメ・ゲームの話でもあてはまる。しかも世代間闘争のようなものが絡んだ二項対立になってしまっている。規制する側がある程度抑制的でない、一つの社会を壊してしまう。社会を作ろうと思っていた公共政策が社会を壊すものではない。嫌いだから。喫煙が嫌いだから。マンガが嫌いだから。そういう感情的な発言は多い。実際には国会の議論はすごくヒステリック。そういうことを公共政策に携わる人、特に立法者には気をつけてほしい。

（取材…七月二九日・文責…村野宏通）